「こども１１０番あんしんの家」の手引き

令和８年４月

１「こども１１０番 あんしんの家」について

① 登録者名簿は保土ケ谷区役所に常備します。
※子どもの安全を守るための関係機関（警察署、学校等）からの要請があった場合に、情報（登録者の氏名、住所、電話番号）を提供します。

② お渡しした表示板を、御自宅（商店、事業所等）の、外部から良く人目に付くところに掲げてください。
掲示後の報告等は特に必要ありません。

③ 表示板が破損、汚損、紛失した場合や引っ越し、事業所の移転などで「こども１１０番あんしんの家」をお辞めになるということがございましたら、保土ケ谷区地域振興課まで御連絡ください。

【連絡先】
「こども１１０番 あんしんの家」事務局
保土ケ谷区役所地域振興課 （３３４）６３０２～３

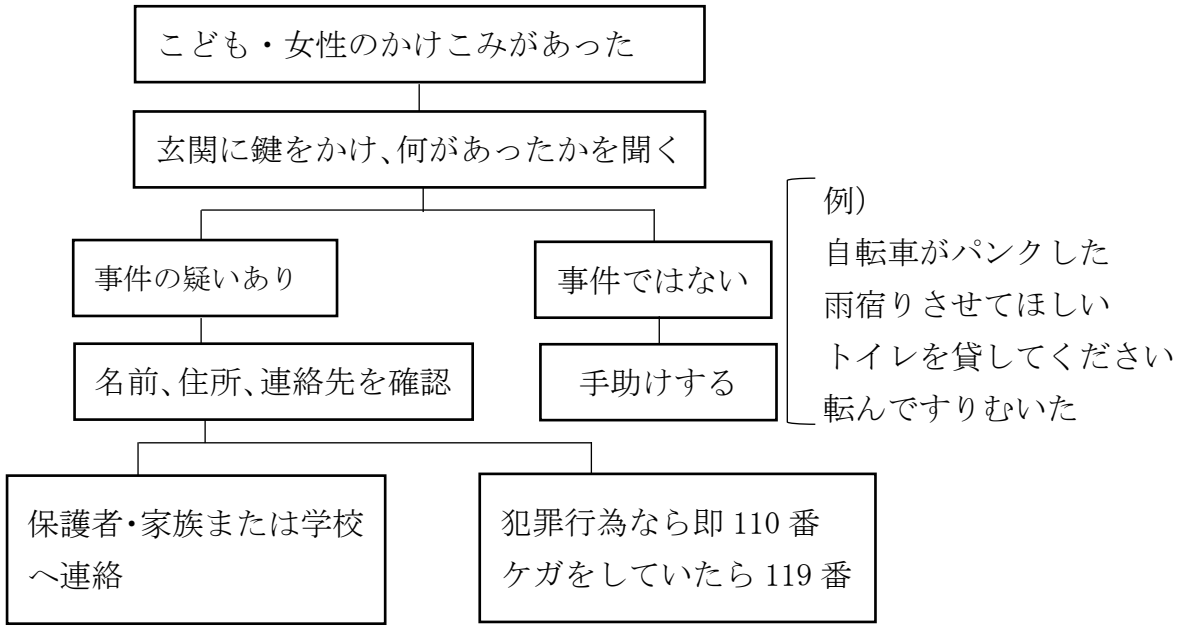
２ 緊急対応の方法（子ども、女性が緊急避難してきたら…）

① まず保護したら、玄関に鍵をかけ、落ち着いたら事情を聞いてください。
② 名前、住所、連絡先を確認してください。
③ 犯罪行為と思われたときは、ただちに１１０番してください。
④ けがをしている場合は、１１９番してください。
⑤ 保護者・学校に連絡してください。状況により、関係者が引き取りに来るまで、保護してください。
⑥ 保護した子ども、女性のプライバシーには十分御留意ください。
※ 恐縮ですが、活動はボランティアでお願いします。

３ 登録の抹消について

① 登録者が死亡したとき
② 登録の更新手続きが行われなかったとき
③ 登録者から登録抹消の申し出があったとき
④ その他、事業の適切な運営に支障があると認められる場合など、保土ケ谷区長が登録の継続について不適当であると判断したとき
※登録を抹消した際は、表示板を保土ケ谷区地域振興課まで御返却ください。

「こども１１０番あんしんの家」対応の手引き



１１０番のかけ方

落ち着いて話す。状況によっては本人に代わる。

① いつ・どこで（目標物は）

② 何があったのか（事件・事故の内容）

（例）男の人に追いかけられた
知らない人に車に連れ込まれそうになった
友だちが車にはねられた

③ 犯人の人相、逃走方向

徒歩・自転車・バイク・車については色、ナンバー
男（女）・年齢・体格・服装・その他特徴など

④ こども１１０番あんしんの家の住所と名前

１１０番の例

○警察「ハイ、１１０番警察です。何がありましたか？」

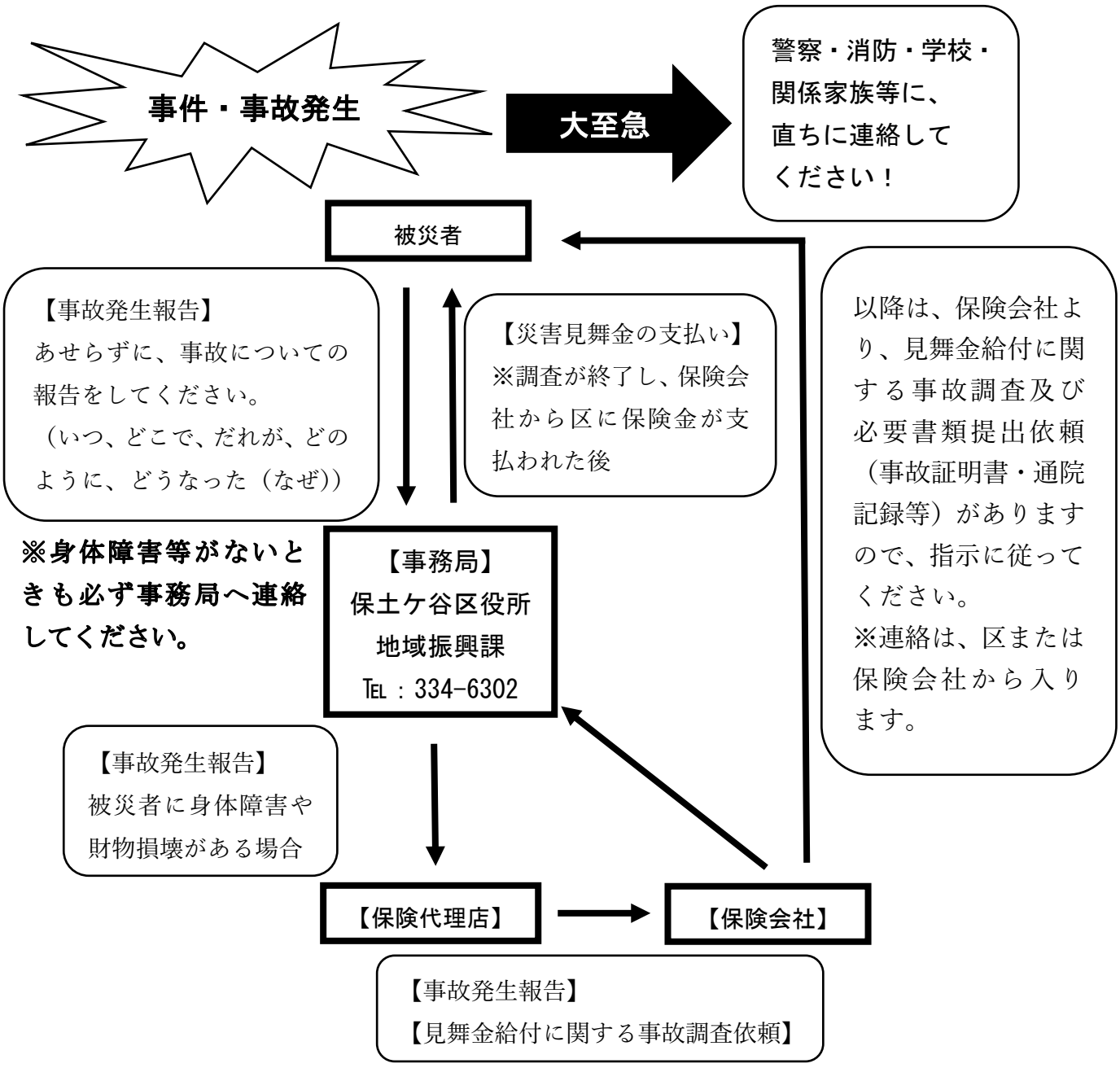
- 小学５年生の女の子が「男に手を掴まれ、車に乗せられそうになった」と駆け込んできました。
- その場所は、●●公園の入口と言っています。
- その男は●●歳くらいで茶髪にし、緑色のシャツを着ていたそうです。
- 大声を出し、手を振り切ったら、●色の車で●●方面に逃げたと言っています。
- ハキハキした女の子なので、電話を代わりますから直接聞いてください。
- 私は「こども１１０番あんしんの家」で●●町の●●です。すぐに来てください。

保土ケ谷区「こども１１０番あんしんの家」
災害見舞金制度の事故発生時の流れ

保険契約について

○　保土ケ谷区と保険会社との間で契約を締結し、保土ケ谷区「こども１１０番あんしんの家」として登録いただいている方全員を被保険者としています。

○　見舞金制度の対象は、協力者本人及びその家族のみではなく、従業員や使用人、来客者等も対象の範囲となります（詳細については要綱を参照してください）。



保土ケ谷区「こども１１０番あんしんの家」災害見舞金制度

１．身体障害補償

補償区分	補償額
死　　亡	５００万円
後　遺　障　害	障害の程度により５００万～１５万円
入　　院	入院期間が 30 日以上のとき　１０万円 入院期間が 15 日以上 29 日以内のとき　５万円 入院期間が　8 日以上 14 日以内のとき　３万円 入院期間が　7 日以内のとき　２万円
通　　院	通院期間が 15 日以上のとき　３万円 通院期間が　8 日以上 14 日以内のとき　２万円 通院期間が　7 日以内のとき　１万円

２．財物損壊補償

修理費の範囲内で右の金額を支払う	１事故につき５０万円を限度

施設の使用不能に伴う損害については支払対象としないものとする。



【「こども１１０番あんしんの家」の問い合わせ先】

保土ケ谷区　地域振興課　地域活動係

〒２４０－０００１

保土ケ谷区川辺町２－９

電話：３３４－６３０２～３　ＦＡＸ３３２－７４０９